

奈良県立奈良病院附属看護専門学校学則及び奈良県立三室病院附属看護専門学校学則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第八十四号

奈良県立奈良病院附属看護専門学校学則及び奈良県立三室病院附属看護専門学校学則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- 一 奈良県立奈良病院附属看護専門学校学則（昭和五十年三月奈良県規則第五十四号）
- 二 奈良県立三室病院附属看護専門学校学則（平成四年二月奈良県規則第三十五号）

附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。